

# 令和元年度 証券取引等監視委員会の活動状況 (年次公表)

## 主なポイント



*"for investors, with investors"*

令和2年6月  
証券取引等監視委員会

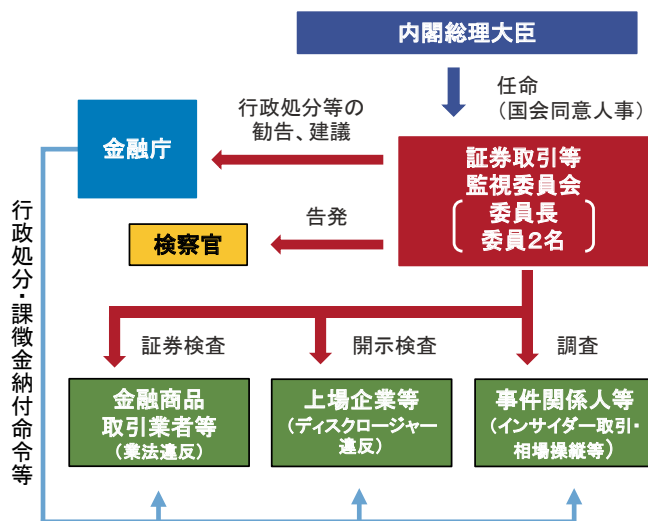
# 1 令和元年度の活動概要※1

- マクロ的な視点に基づき潜在的なリスクに着目した情報収集・分析を行う等、タイムリーな市場監視
  - 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、相場操縦等の不正行為に係る監視を徹底※2
- 金商業者に対するリスクアセスメントを踏まえたオンサイト・モニタリング
- 課徴金制度の活用による迅速・効率的な調査・検査と、重大・悪質事案に対する厳正な対処
- 根本原因の把握と、再発防止・未然防止のための対話・情報発信

※1 令和元年12月12日まで第9期、同月13日より第10期開始

※2 令和2年3月24日金融担当大臣談話参照

## 証券取引等監視委員会の概要



## 委員長及び委員(第10期)



(左から)

### 委員 浜田 康

あずさ監査法人代表社員・理事、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科特任教授を経て、平成28年12月より現職(再任)。

### 委員長 長谷川 充弘

名古屋地方検察庁検事正、広島高等検察庁検事長を経て、平成28年12月より現職(再任)。

### 委員 加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、(独)国民生活センター理事を経て、令和元年12月より現職。

# 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)※

※ 令和2年1月24日作成

～信頼され魅力ある資本市場のために～

## 証券監視委の使命

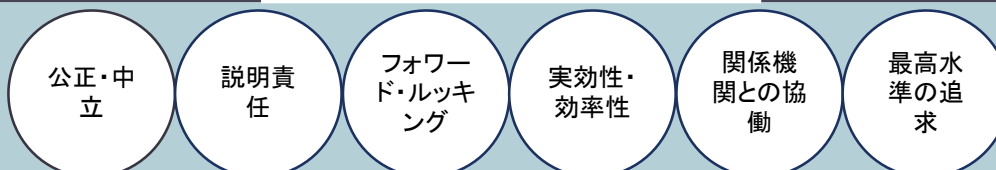
- 的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
  2. 資本市場の健全な発展への貢献
  3. 国民経済の持続的な成長への貢献

## 証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー  
 市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営  
 市場利用者による自己規律  
 プロフェッショナルな市場監視

## 活動理念・目標



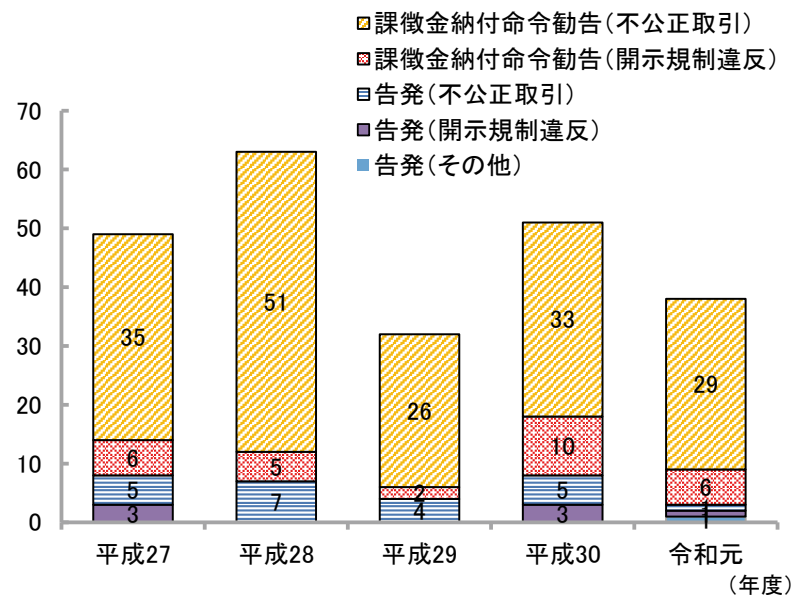
<これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す>

網羅的な市場監視(広く)	機動的な市場監視(早く)	深度ある市場監視(深く)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな商品・取引等への対応</li> <li>・あらゆる取引・市場を網羅的に監視</li> <li>・高齢者を含む多様な投資者の保護</li> <li>・全体像の把握(部分から全体へ)</li> <li>・国内外の関係者に向けた幅広い情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の早期発見・着手</li> <li>・早期の対応による未然防止</li> <li>・迅速な実態解明・処理による問題の早期是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の根本原因の究明</li> <li>・深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握</li> </ul>

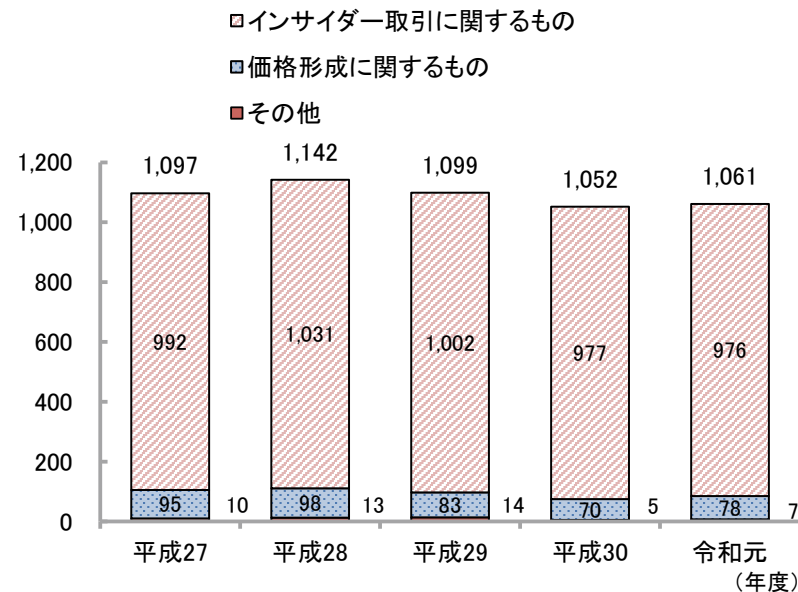
## 2 不公正取引の勧告・告発件数(1/2)

- 不公正取引の勧告件数は計29件
  - ・ インサイダー取引24件、相場操縦5件
- 不公正取引の告発件数は計1件
  - ・ インサイダー取引1件
- 取引審査の実施件数は、7年連続で1,000件超

課徴金勧告・刑事告発の総件数推移



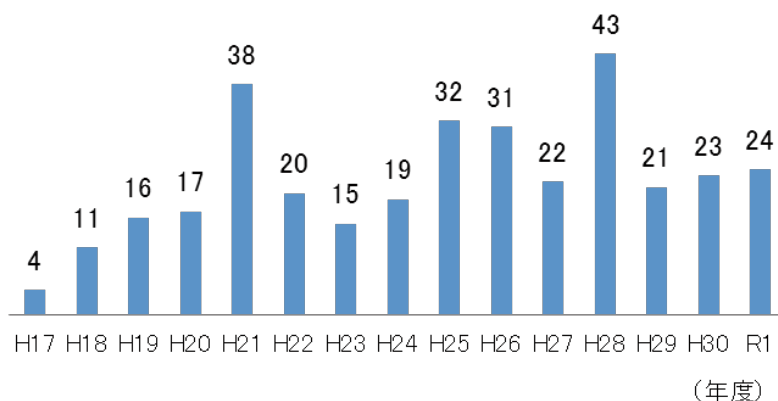
取引審査の実施件数



## 2 不公正取引の勧告・告発件数(2/2)

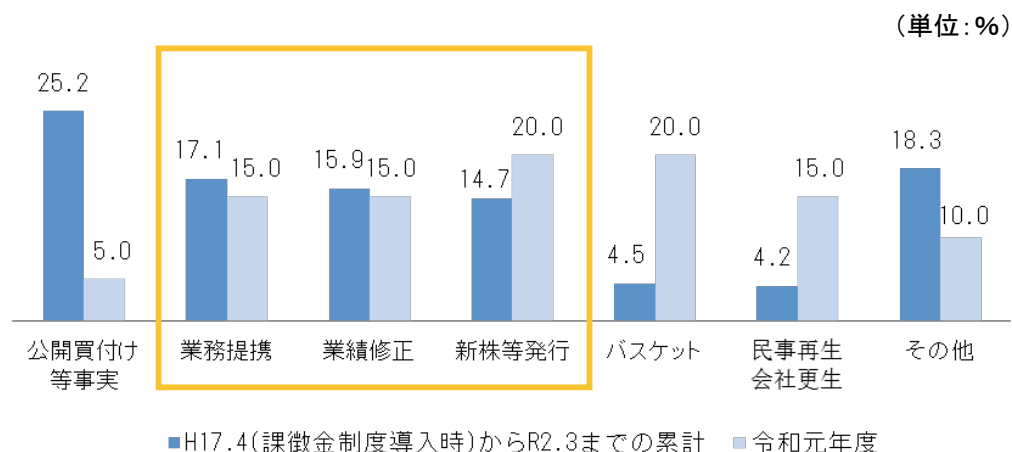
- インサイダー取引
  - 業務提携や新株発行等を重要事実とする事案が昨年同様多数
  - 初勧告事案として、損失回避目的の取引推奨規制違反行為
- 相場操縦の手法は複雑化・巧妙化
  - 10本気配値の幅広い価格帯に複数の見せ玉を発注する手法
  - 最小売買単位の買付けを繰り返すことにより株価を引き上げる手法

インサイダー取引に関する  
課徴金納付命令勧告件数の推移



(注) クロスボーダー事案を含む

重要事実等別の構成割合



### 3 開示規制違反

- 開示規制違反の勧告件数は6件、告発件数は1件
- 以下の取組みを実施
  - 有価証券報告書の非財務情報についての虚偽記載事案の勧告
  - 公認会計士・監査審査会と連携し、上場会社の不正会計による有価証券報告書虚偽記載事案について勧告。同日、同社会計監査人に対し、公認会計士・監査審査会が行政処分勧告
- 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原因等について議論し、問題意識を共有

#### 開示検査の実績

検査終了件数	18件
(うち) 課徴金納付命令勧告	6件

勧告事案の概要	不適正な会計処理の背景・原因
<ul style="list-style-type: none"> <li>・売上の前倒し計上等</li> <li>・「コーポレート・ガバナンスの状況」に係る虚偽記載</li> </ul>	社長(当時)のコンプライアンス意識が欠如していたこと、粉飾を許容する企業風土が醸成されていたこと、ガバナンスが全く機能していなかったこと、等
役員報酬等に関する情報の虚偽記載	一人の代表取締役会長に権限が集中したこと、一部の管理部署がブラックボックス化したこと、取締役会の監督機能が有効に機能しなかったこと、等

## 4 金融商品取引業者等に対するモニタリング

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
  - ・ 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じたオンサイト・モニタリングを実施
  - ・ 73件着手、14件の行政処分勧告
- 実効性ある内部管理態勢の構築等を促す取組みを実施
  - ・ 「留意すべき事項(顕在化していないものの改善が必要な問題)」を検査終了通知書に記載し、問題意識をモニタリング先と共有

### 金商業者等に対する行政処分勧告(14件)

主な事例	証券会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場デリバティブ取引(長期国債先物)に係る売買管理態勢の不備による不公正取引の看過</li> <li>・顧客に対する損失補てん</li> </ul>
	投資運用業者	投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況
	投資助言・代理業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者への自己の名義貸し</li> <li>・著しく人を誤認させる広告</li> <li>・顧客取引を利用して第三者又は自己の利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為</li> </ul>

## 5 市場監視インフラの整備(デジタルイゼーション・人材)

- 市場監視をより効果的・効率的に実施するための取引監視システムの機能を強化
- デジタルイゼーションの活用に向けた検討
  - 膨大な発注・取引のデータから、不公正取引の疑いのある発注・取引を的確に抽出・分析する機能
  - SNSなどのインターネット上の様々なデータから市場における不正の兆候を発見する機能
  - 市場関係者等との情報連携の推進
- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステム環境の高度化
- 職員の専門性の向上や高い専門的知識を有する人材の登用



## 6 グローバルな市場監視への貢献

- 世界227機関が加盟する証券監督者国際機構（IOSCO）において、証券規制の国際的調和や規制当局間の相互協力を目指す議論に積極的に参加
- 海外当局との連携（情報交換等）により、クロスボーダー取引による違反行為に対して適切な法執行を実施
- 海外当局への職員派遣、短期研修への参加等により、当局間ネットワークの強化や問題意識の共有

### 証券監視委が参加する主なIOSCO会議

#### 年次総会

IOSCOの最高意思決定機関である代表委員会を含む各種会合が開催される年次会合

#### アジア太平洋地域委員会（APRC）

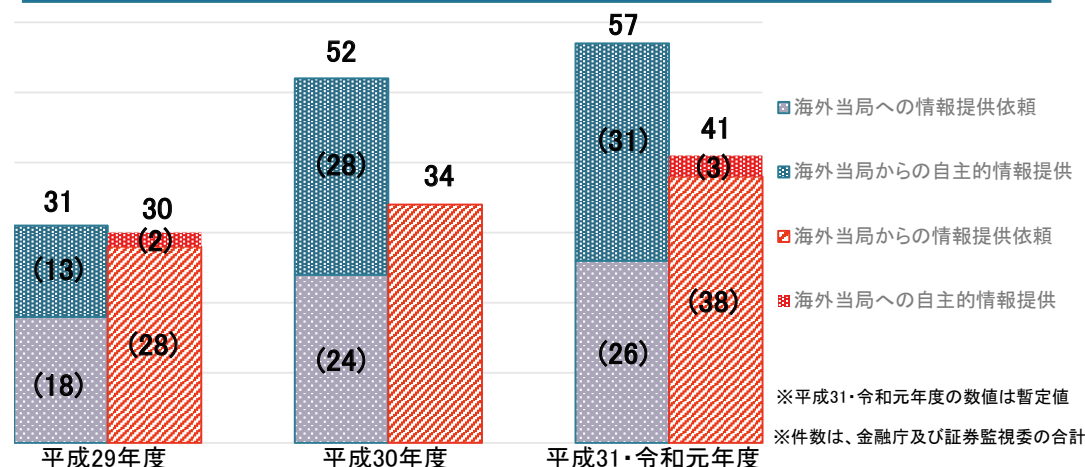
アジア太平洋地域の各国当局間において地域共通の問題を議論

#### 第4委員会（C4）

各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方等について議論

※参加機会に各機関代表との意見交換も実施

### 海外当局との情報交換件数



## 7 関係機関との連携・情報発信

- 自主規制機関との連携
  - 売買審査などで日常的に連携
  - 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有
- 事案の意義や問題点等を情報発信
  - 個別の勧告事案の公表、課徴金事例集等について積極的に寄稿や講演を実施
  - 令和元年度の特色のある活動を「主なトピックス」として紹介(令和元年度年次公表)
  - 各ステークホルダーに向けたメッセージを「監視委コラム」に記載(令和元年度年次公表)

主なトピックス		監視委コラム		
タイトル	掲載頁	対象	タイトル	掲載頁
グローバルな市場監視への貢献及び海外当局等との連携強化	P14	会社関係者・公開買付者等関係者	取引推奨規制を知っていますか？	P31
		機関投資家	デリバティブ取引による相場操縦についても私たちは目を光らせています	P32
投資者被害につながる不適切な販売・勧誘等への対応 ～名義貸し・やらせレビュー・スキャルピング等、投資助言業者への行政処分勧告～	P16	上場会社	再発防止のため、自らの役割の再確認を	P37
			非財務情報も投資判断のために重要な情報です	P38
		金商業者等	サイバー攻撃に対する一層の備えを！	P49